

## 第9回産業統計部会議事録

- 1 日 時 平成20年11月28日(金) 14:00~16:10
- 2 場 所 総務省第2庁舎 特別会議室
- 3 出席者 舟岡部会長、美添部会長代理、椿臨時委員、引頭専門委員、小田切専門委員、佐藤専門委員、納口専門委員、本間専門委員、審議協力者(総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県)、諮問者(會田総務省統計審査官)、調査実施者(木村農林水産省センサス統計室長)他
- 4 議 題 2010年世界農林業センサスの計画について

### 5 議 事 録

舟岡部会長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第9回産業統計部会」を開催いたします。

私、統計委員会産業統計部会の部会長を務めます舟岡と申します。よろしくお願いいたします。

なお、今回から始まります「2010年世界農林業センサスの計画について」の審議と並行して、産業統計部会では、鉄道車両及び造船造機の生産動態統計に係る諮問が既になさされていて、並行して審議が行われます。そのため、本日の産業統計部会は第9回であります。同部会は農林業センサスの審議についての連続した開催とはならず、ほかの審議が入る場合には開催回が飛ぶこととなりますので御了解ください。

第9回部会では、2010年に実施される世界農林業センサスの計画について審議を行います。今回、審議をお願いいたします委員、臨時委員、専門委員の方々については、お手元に資料1として、名簿が配付してございます。委員、臨時委員、専門委員の順に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

なお、本日は出口委員が御欠席で、引頭専門委員は交通渋滞等で5分程度遅れてお見えになるようです。

それでは、名簿の順に椿臨時委員からお願いできますでしょうか。

椿臨時委員 初めまして。統計数理研究所の椿と申します。現在、筑波大学からの出向という形で統計数理研究所の方に参っております。よろしくお願いいたします。

小田切専門委員 明治大学の小田切でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

佐藤専門委員 九州大学の佐藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

納口専門委員 筑波大学の納口でございます。よろしくお願いいたします。

本間専門委員 東京大学の本間です。よろしくお願いいたします。

舟岡部会長 本部会の部会長代理は、美添委員にお願いしてございます。それでは、美

添委員、自己紹介をお願いします。

美添部会長代理 青山学院大学の美添と申します。よろしくお願いいたします。

舟岡部会長 審議に入ります前に、まず本日の配付資料の説明及び全体の審議の進め方について、総務省の會田統計審査官から説明をお願いします。

會田総務省統計審査官 総務省の會田でございます。よろしくお願いいたします。

お配りしております資料の御説明をさせていただきます。

議事次第の後ろに資料1で、ただいま部会長の方から御紹介がありました構成員の名簿がございます。その後に、資料2-1ということで諮問。それから、資料2-2ということで諮問の概要。その後にポンチ絵が2枚。その後に申請文。別添-1と書いてございますが、このあたりが2010年世界農林業センサスの調査要綱といいますが、それが一まとまりになっているかと思えます。それから、厚いクリップで綴じております方で参考資料と左上に書いてあるセットがあるかと思えますが、これが2010年世界農林業センサスの実施計画、それから前回2005年度の変更点、2010年の今回の調査票、それから2005年のときの各種調査票等を綴じてございます。説明の都度、こちらの方を御参照いただければありがたいと思えます。

それから、一番下に席上配付資料ということで、「『2010年世界農林業センサスの計画について』の論点」ということで、舟岡部会長の方に作成いただきました今回の審議に当たった論点を書いた紙が1枚、表裏のものがございます。それから、論点に追加して出させていただきました一枚紙がそれについております。それから、事前に論点につきまして実施者であります農林水産省の方から見解というものを整理していただいておりますので、それを後ろにつけてございます。

以上が資料の説明でございます。もし不足分がありましたら、その都度で結構でございますので、お申し出いただければありがたいと思えます。

今回の部会の審議でございますが、この調査の実施時期は平成22年2月、21年度の最後ということでございますが、調査規則の改正であるとか、地方公共団体との調整とか、そういった作業がございますので、来年1月には答申をいただきたいというふうに考えてございます。

部会の審議の方は3回を予定してございます。1回目は本日11月28日、2回目を12月12日の金曜日、3回目は12月24日、クリスマスの前になりますけれども、ここを予定してございます。部会では、本日、私の簡単な説明の後に農林水産省の方で今回の改正計画の説明をいただきまして、その後、舟岡部会長に作成していただきました論点メモに沿って、ポイントごとに逐次御審議いただいて、第2回目の後半、最後のところに答申の骨子ということで大体の骨組みをお示しできればいいかなと思っております。3回目の12月24日につきましては、答申文(案)ということで最終的なものの御審議をいただきたいというふうに考えてございます。その3回の審議を経まして、来年1月19日に開催予定の統計委員会の本委員会の方で答申を出して、そこで決めていただくということを考えてございますので、よろしくお願いいたします。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。資料等、整っていますでしょうか。

引頭専門委員がいらっしやいましたので、簡単に自己紹介をお願いいたします。

引頭専門委員 大和総研の引頭と申します。今日は遅れまして申し訳ございません。よろしく申し上げます。

舟岡部会長 本日出席されている委員、臨時委員、専門委員の方々から自己紹介をお願いいたしましたので、次に、審議協力者、そして実施者である農林水産省、事務局からも簡単に自己紹介をお願いいたします。最初に、総務省統計局から申し上げます。

清水総務省経済統計課長 総務省統計局経済統計課長の清水でございます。どうぞよろしく申し上げます。

田中厚生労働省雇用統計課課長補佐 厚生労働省雇用統計課の私、田中と申します。本日は、本川がお邪魔するのが本来だと思いますけれども、ちょっと所用がございまして、代理で私が出席させていただきました。よろしく申し上げます。

今井経済産業省統計企画室長 経済産業省の今井でございます。よろしく申し上げます。

宮内国土交通省情報安全・調査課課長補佐 国土交通省の宮内と申します。よろしく申し上げます。

松澤千葉県統計課長 千葉県統計課の松澤と申します。よろしく申し上げます。

石川静岡県経済統計室長 静岡県の経済統計室の石川でございます。よろしく申し上げます。

舟岡部会長 それでは、実施者から申し上げます。

木村農林水産省センサス統計室長 農林水産省センサス統計室長の木村でございます。どうぞよろしく申し上げます。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 同じく、センサス統計室の調整官をしております秋山です。よろしく申し上げます。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 同じく、センサス統計室センサス統計第一班の坂井と申します。よろしく申し上げます。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 同じく、センサス統計室センサス統計第二班の中根です。よろしく申し上げます。

舟岡部会長 それでは、事務局から申し上げます。

會田総務省統計審査官 総務省の統計基準担当政策統括官室の統計審査官をやっております會田と申します。よろしく申し上げます。

浜東総務省副統計審査官 副統計審査官の浜東でございます。よろしく申し上げます。

平田総務省統計審査官室主査 統計審査官室の平田と申します。よろしく申し上げます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

それでは、審議に入ります。最初に、諮問の概要の概要について、引き続き會田統計審査官から説明をお願いします。

會田総務省統計審査官 薄い方で綴じてあります資料の2 - 2の後ろのA4横のポンチ

絵の方で簡単に説明させていただきたいと思います。

最初に、「2010年世界農林業センサスの概要」ということで、目的は、ここに書いてあるとおり、基本構造の把握ということと、後続する各種統計調査の母集団情報の提供、それからFAOが提唱します2010年ラウンドの農業センサスへの参加ということが大きな3つの目的となっております。

それから、農林業センサスは、過去いろいろな調査の集合体という形で各調査、調査票もいろいろ変遷してきてございますけれども、2010年につきまして、調査は基本的に3つから構成されることとしております。農林業経営体調査、それから下に書いております農山村地域調査の中で市区町村調査と農業集落調査、このような3つで行っております。農林業経営体調査の方は約500万の調査客体候補のうちから約200万を調査対象とするということで、いわゆる販売農家ということで、耕地が30アールもしくは年間販売額が50万以上というのが基本的なところで、それ以上のところを調査対象としています。それ以外のところにつきましては、調査対象の名簿に搭載はいたしますけれども、実際の調査は200万にするということでございます。それから、調査系統のところにつきましては、国勢調査と同じように、都道府県の統計課のラインを使って行うということにしております。それから、調査はいわゆる自計申告でございます。調査事項につきましては、構造ということで、フローであるとか、財務資料とか、そういうことではなくて、耕地面積であるとか、どんなものを飼って、どんなものを栽培しているか、その面積はどれくらいあるか、そういったところを把握する。そういった面から構造面を把握する調査であるという形になります。

それから、農山村地域調査につきましては、市区町村調査、それから約14万の農業集落に対する調査から成り立っております。市区町村調査の方では、土地の面積であるとか、森林・林野の面積とか、そういったものをある意味で業務資料の方から把握するというところでございます。それから、農業集落調査につきましては、集落に行きまして、その集落の状態をよく知っている人に対して、今回は自計申告となりますが、寄り合いの回数であるとか、地域資源の保全、そういったものを調べるという形になってございます。

前回調査との比較でございますが、もう1枚おめくりいただきます。大きく3つの課題に分けて、それぞれのところで改正内容があるということでございます。

1つは、「新たな政策への対応」ということで、農林水産業と商工業との連携ということで、異業種から農業参入の把握。異業種の方から農業経営体にどのような資金的な供給というようなものがあるか、そういったところを把握することを予定してございます。それから、農業集落のコミュニティ活動、寄り合いとか、どんな目的でどの程度やっているとか、そういったところを把握するということを予定しております。

それから、2番目の課題で「調査環境の変化への対応」ということで、個人情報保護への対応と調査客体の負担軽減ということで、具体的な改正点につきましては、家族の氏名の取りやめということで、国勢調査はじめ、世帯員を調べるものは大体家族の名前を書いていた上で、各種世帯員の属性を記入するというところでございますが、家族の氏名

のところは今回は除くということでございます。それから、2005年におきましては、販売金額につきまして実数で把握してございましたけれども、なかなか協力が得にくいということで、今回は階級別、17階級でございますけれども、階級による把握ということで変更してございます。

それから、記入負担の軽減ということで、農林業経営体調査の方は2005年が375項目あったものが約200項目、地域調査については69項目あったものを26項目に減らしているということでございます。

それから、「調査方法の改善」ということで、調査方法は、従来、農山村地域調査の方では職員調査で行ってございましたけれども、こちらの方は市町村に対しては郵送、集落の方につきましては自計の調査員調査にするということでございます。

それから、一番最後に調査日と調査票の様式ということでございますが、2005年のときには調査票が3種類、北海道用、都府県用、それから沖縄県用というふうに3つに分けて、それぞれの中で各地域独自の調査項目がありましたけれども、基本的に3つありました。これを今回は統合するというところでございます。それから、調査日でございますが、従来は沖縄では12月1日現在、その他の都道府県では2月1日現在で調査を行ってございましたが、今回はすべて2月1日に統一するというところでございます。

全体を見まして、客体の負担軽減といった面も図られておりますし、農林水産省の行政を取り巻く環境がいろいろ変わっておりますので、それへの対応ということで、今回の変更につきましては概ね妥当ではないかというふうに考えておまして、統計委員会の方に諮問させていただいたということでございます。

以上、簡単でございますが。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、今回の農林業センサスの計画について、農林水産省統計部の木村センサス統計室長から説明をお願いします。

木村農林水産省センサス統計室長 それでは、説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、資料といたしましては、大きいクリップで綴じた中に参考1ということで「実施計画概要」という資料がございます。この資料で計画について御説明させていただきたいと思っております。

この資料でございますけれども、今回のセンサスの目的、位置付け、それから主なポイントということで整理をしております。ご覧いただきますと、ただいま総務省の方から御説明をいただいた項目と同様のものがありますので、そこは説明を省略して、補足といたしますか、参考となる点を御説明させていただきたいと思っております。

まず、でセンサスの役割ということで、その更に1で、取り巻く情勢ということで簡単に整理をしております。御案内のように、農林業・農山村ですけれども、安定供給、それから国土・自然環境の保全、景観の形成といったことで多面的機能の発揮ということで、国民生活において重要な役割ということでございます。ただ一方、従事者の減少ですとか、高齢化、生産構造の脆弱化、それから活力の低下という状況に至っているということで

ざいます。御案内のように、食料・農業・農村基本法、それから森林・林業基本法がございまして、その基本法の理念に基づきまして、ここにございますような所得安定対策ですとか、農地・水向上対策、あるいは林業については、林業の再生に向けた対策が進められているということでございます。このような対策の推進を通じて、担い手の育成、経営の安定改善を図り体質を強化する、地域を活性化するということが大きな課題となっているところでございます。

以下、センサスの役割と課題。それから、次のページを見ていただきますと、実施系統、改善点ということで、ただいま御説明をいただいた点と同様でございますので、参考ということで付表の1、横表ですけれども御覧いただければと思います。「農林業センサスの沿革」ということで、昭和25年から整理をしているものでございます。御覧いただきますと、1950年、第1回を行いまして、今回は13回目ということでございます。御覧いただきますと、2000年と2005年で大きく見直しを行っておりまして、そのときまでに実施しておりました農家調査あるいは林家調査といったようなものを、経営体調査という形で一本化しております。また、集落調査、林業地域調査、こういったものを農山村地域調査ということで、大きく2本の調査の体系という形になっております。それで、先ほど御説明がありましたように、2010年につきましては、2005年で大きく見直したこの調査体系を維持していくということで、基本フレームを維持して実施をしていきたいというふうに考えております。

それから、農村集落調査ということで点々で困ったところがございますけれども、これは私ども農林統計組織、職員調査で行っていた標本調査でございますが、大幅な定員削減のもとで実施は難しいということで、2010年は行わないということとしております。ただし、地域のコミュニティ活動を把握しておりますので、この部分については、上の農山村地域調査で把握しようという計画にしているところでございます。そういうことで、大きなフレームを維持した中での調査ということで、先ほど御説明のあったいろいろな改善を図っていこうということにしております。

それから、大きいクリップの中で参考資料3を御覧いただきたいと思っておりますけれども、これは計画作成に際して試行調査を行ってまいりました。その結果について簡単に御報告をさせていただきたいと思っております。

まず、最初の経営体の調査でございますけれども、これは調査の手法に関する試行調査というものと、それから、6ページにありますけれども、調査内容に関する試行調査ということで、2回に分けて行っております。

調査の手法に関する試行調査ですけれども、これは本年2月1日に行っておりまして、オのところに調査の範囲がございまして、全国14市町に御協力いただいて実施をいたしました。

比較検証事項のところにありますように、調査客体候補名簿ということで、前回、名簿の作成が大変な負担になって、ぜひ改善してほしいという御要望がございました。幾つかの手法で検証してみたということでございます。調査客体候補名簿本体は分厚い大きなク

リップの後半の方に入っております。あと、調査票の回収方法の違いによる比較ということも行っております。

以下が試行調査の結果でございますけれども、この資料の最後のページの方を見ていただきますと、参考資料として客体候補名簿1、2、3と3枚ついていると思っておりますけれども、最初のページが1人1枚形式、そのほかが複数名というようなことで行ったところがございます。結果としては、1枚で何名もの名簿が作成できるというメリットはあるわけですが、人に見られてしまうというようなことがございまして、やはり必要項目を削減して、使いやすい、これまでの1人1枚の客体候補名簿がいいということで、そういう計画にしております。

それから、4ページの方を見ていただきますと、4ページにつきましては、調査票の回収方法についても試行調査を行っております。従来の調査員回収と郵送で回収した場合はどうかというような試験も行いました。結果ですが、やはり確実な回収と審査ということからいきますと、調査員の回収がいいという御意見が多いという結果でございます。また、郵送回収の場合、農山村ですと郵便ポストも遠かったりして、なかなか負担の軽減につながらない場合があるといったことですか、あるいはまた、記入内容について調査員が直接確認できないといったようなこともございまして、結果として、これまでどおり調査員の回収ということで計画をしております。ただし、5ページの一番下の行を御覧いただきますと、個人情報保護の観点から、封入回収といったことにも取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、6ページの方を見ていただきますと、これは実際の調査事項です。調査票を用いまして、記入の状況はどうかということで行った試行調査でございます。これも7県7市町に御協力をいただいて行ったところがございます。結果ですが、やはり記入漏れ、記入誤りがあったという比率が、例えば54.9パーセントですとか出ております。主な内容としては、やはり専門用語が多くてわかりにくいとか、あるいは調査票のコンパクト化ということを優先しましたので、調査票の記入事項ということを別冊で作りましたけれども、なかなか見てくれないということで、少し書き加えた方がいいのではないかとこの御意見もございました。以下、表7の手引きに対する感想ですとか、あるいはまた、調査客体候補名簿の作成についての難しさ、これは単記式で改善版で行ったものですが、特に難しくなかったということで9割ぐらいの回答をいただいております。それから、審査の関係で、適切に審査できたというのが割と高い内容になっておりますけれども、より内容を改善していきたいということでございます。

そういうことで、総合的な改善点というところがありますけれども、ここではやはり農業センサスについての周知を図ってほしいということで、広報を充実してほしいという御意見が出ております。

それから、9ページでございますけれども、これは民間委託の検証でございます。昨年の5月、御案内のように、統計調査の民間委託に関するガイドラインが改定されまして、法定受託事務について地域単位での民間開放に取り組む手法というのが示されましたので、

2010年センサスにおきましては、当初、取組みを検討しようということで進めてきたところでございます。そういった流れの中で、この試行調査7件のうち、これは石川県の小松市にお願いしまして実際に試行調査を行ったところでございます。小松市の方では、事業者に対する御指導も含めて、大変御尽力をいただいたということもございまして、ここにございますように、調査の拒否とか未記入というのはありませんで、調査そのものについては大きな混乱なく実施できたというところでございます。

ただ一方で、幾つかの課題も報告をされてきているということございまして、下の方にございますけれども、事務の効率化の面で、やはり仕様書の作成ですとか、入札に関する事務が出てきたとか、それから調査員の確保につきましては、参考の表のカバー率のところがありますけれども、今回行ったのは全体数の2パーセント、3パーセントの数でしたので、調査員の確保もできたということございまして、本調査の場合、なかなかそれだけの調査員の確保ができないのではないかと、難しいという御報告もございました。それから、調査精度についても、初めての仕事というようなこともございまして、これは何度も打ち合わせをしなければ確保できないのではないかと、あるいは受託業者の方も相当な経験を積まなければ効率化や精度の維持は難しい、そういう御報告をいただいております。

次のページでございますけれども、改善方向ということで、内容につきましては先ほど申し上げたとおりでございますが、民間委託の検証ということで、アにつきましては、やはり受託可能性について十分検討が必要だということが今回の試行調査で明らかになったというふうに考えておりますし、今後の予定ですけれども、引き続き検討していく予定としておりますけれども、今回の2010年の農林業センサスにつきましては、この試行調査の実施と並行して、地方自治体への意向の把握ということも行ってきております。途中、一市町村、一市役所ですけれども、取組みを検討したいという意向がございましたけれども、先月、取組みの意向を確認したところ、最終的には取り組まないというお話でございます。したがって、2010年での民間開放の取組みにつきましては、見送らざるを得ない、見送りたいというふうに考えているところでございます。なお、少し先の話になりますけれども、5年後の2015年センサスに向けては、また民間開放について引き続き検討していきたいというふうに考えております。

それから、次のページ、農山村地域調査についても試行調査を行いました。これは、先ほどの御説明にございましたように、国の職員調査から調査員調査に移行していくということで、的確に把握できるかどうかということでございます。検証事項のところにございますように、イ、ウにございますが、調査方法ですとか、調査内容の把握状況の検証ということで行ったところでございます。以下、調査票の表現のわかりやすさとか、調査票を記入するための人数がどの程度であればいいかといったようなこととか、協力度合い、それから記入できた集落数の割合、記入状況ということで試行調査を行っております。

また、14ページでは、どれぐらいの範囲が適当であるとか、あるいはまた、受け持つ集落数はどれぐらいが適当かといったようなことも検討してきております。その結果でござ



ございますけれども、15ページの改善の方向にございますが、森林面積、林野面積といった数値の把握の項目がございますが、できる限り行政資料の活用、入手・還元ということで対処していきたいということです。

それから、イのところにありますように、項目の内容につきましては、精通者の方が理解しやすいように更に改善をしたということでございます。

それから、調査方法につきましては、今回初めて調査員が集落の精通者に聞くという形にしておりまして、なかなかすべて回答できないというようなケースもございましたので、精通者からの申し出があった場合には、直接聞き取りも可能とするといったようなことで計画をしております。農山村地域調査についても、(3)の真ん中の丸にございますように、ぜひ広報活動の充実・強化を図ってほしいという要望が出ておりますので、これについて積極的に対応していきたいというふうに考えております。

大変簡単ですけれども、以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。

御意見は後ほどいただくとしまして、審議に入る前に、ただいまの実施者からの説明に対して質問がありましたら最初に質問をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいですか。

これから審議に入りますが、審議を効率的かつ円滑に進めるために、今回の農林業センサスの計画について、私が論点メモを作成し、お手元に配付してございます。この論点メモにつきましては、あらかじめ委員、専門委員の皆様にお送りして、論点として追加すべき点がないかどうか、整理した論点で適当かどうかについて御意見をいただいております。それでは、席上配付資料にあります「『2010年世界農林業センサスの計画について』の論点」について、私から簡単に説明いたします。

論点の大枠として、調査対象、調査体系、調査方法、調査事項、集計事項、その他に大きく分けて、それぞれに何点が論点を整理して示してあります。

まず「調査対象」についてであります。前回調査で「農林業経営体」という新しい概念を導入して農林業経営体調査が実施されました。第1点は、「農林業経営体」の概念で実際に的確に対象を把握できたのかどうかについて、前回調査の結果を十分踏まえて検討し、「農林業経営体」の概念・定義が、計画どおりで良いのかどうかについて御検討いただきたい。

2点目が、農林業経営体調査の調査客体候補名簿の作成において、農業への新規就業者、新規参入法人、不在村の山林所有者等を的確に把握できているかどうか、捕捉に当たって、改善すべき点はないかについてです。さらに、調査客体候補名簿において、農林業経営体調査票の配布の対象とならない農家の世帯員数の把握を取りやめることとしていますが、それは妥当かについても検討していただきたい。

3点目が、農業集落精通者は農業集落調査を円滑かつ効率的に実施する上で適当な者が選定されることとなっているかについてです。

2の「調査体系」については、前回、農林業センサスの付帯調査として農村集落調査を

承認統計調査として実施しましたが、今回これを廃止して、一部の農業集落のコミュニティ活動等に関する項目を農林業センサスの中で把握する計画へと変更することについては妥当かという点です。

3の「調査方法」については、農山村地域調査において、市区町村調査の調査方法を職員調査から郵送調査に変更すること、及び、農業集落調査の調査方法を職員調査から調査員調査に変更する計画は適当かについて検討していただきたい。それから、インターネットによる申告がいろいろな統計調査で導入されてきていますが、それを可能とする体制整備を講じる必要はないか。とりわけ農山村地域調査の市区町村調査において、インターネットによる調査も可能とするよう措置する必要はないかについても併せて検討していただきたい。

4の「調査事項」についてですが、調査事項は今回大きく簡素化しています。まず、農林業経営体調査において、農作業、林業作業の委託に関する調査事項を廃止している。それから、作物の作付け面積については、品目ごとの作付け面積ではなくて、総面積で捉えることとしている。農産物の販売金額については、実額ではなくて、レンジで回答してもらうようになっている。以上の変更が適当かどうかを検討していただきたい。それから、農林業経営体調査における林業に関する調査事項については、林業を巡る諸情勢、施策展開の動向等を踏まえた重点化・簡素化が図られているかどうか。また、今回新たに農林業経営体調査について異業種から農業への参入状況を把握するため、農業以外の業種からの資本金、出資金の提供状況の調査事項を追加していますが、それについては妥当か。同様な視点に立って、農業を取り巻く情勢の変化に対応した施策を検討する上で、また、他の産業の構造との比較を行う上で、ほかに追加すべき調査項目はないか。これまで、農山村地域調査の市区町村調査において、在村者と不在村者別に私有林面積を調査し、農業集落調査において、地域資源を活用した施設等に関する調査事項を調査していたが、これらを廃止・簡素化していることについて妥当か。また、農業集落調査において、農業集落内の総戸数に関する調査事項を追加することについては妥当か。農業集落調査の調査事項のうち、試行調査において農業集落精通者から把握できた割合が他の調査事項に比べて低かった事項として、農業集落の総土地面積、耕地面積が該当しますが、それについて行政記録情報や農林業経営体調査票及び調査客体候補名簿の情報を活用して把握することはできないか。

5の「集計事項」は十分な内容であるかどうか。さらに、他の産業に係るデータと比較する、あるいは組み合わせて活用するという観点で、経済センサス等、他の統計調査の結果を活用した統計を作成する必要はないか。

6の「その他」として、沖縄県と他の都道府県の調査期日を統一することとしていることについては妥当か。北海道と沖縄県に対しては、従来は別の調査票としていたが、今回からそれらを都道府県用の調査票と統一化して、1つの調査票に整理したことについては妥当か。

それから、来年の4月以降、統計法の全面施行に伴って、指定統計という概念から、基

幹統計という名称になり、統計法においては、従来の指定統計調査についての規定から基幹統計についての規定へと改正されています。それに従って、指定統計の名称を「農林業センサス」という、調査名をあらわす名称から、「農林業構造統計」、これはまだ仮称ではありますが、それに変更することとしていますが、統計目的に照らして適当な名称であるかどうか。なお、統計調査の名称は引き続き「農林業センサス」とする計画であります。

更に、我が国の農林業センサスと経済センサスの関係について、諸外国における2つの調査の関係も踏まえて、今後どう位置付けていくことが適当か。特に農家については、どこの国でも経済センサスとは別に農林業の活動を捉える調査の中で捉えているようですが、法人等の農業経営体、あるいは2000年に調査していた農業サービス事業体のような、経営組織が世帯とは別の農業経営体について、現在の計画では、農林業センサスと経済センサスのいずれにおいても調査することになっています。ここの整理は必要ないのかどうか、そういうことも併せて御検討いただけたらと思います。

以上の論点を私からお示ししましたが、引頭専門委員及び佐藤専門委員から追加の御意見をいただいております。いただいた意見の概要を事務局で整理したものをお手元に論点の追加意見としてお配りしております。

それでは、両委員から簡単に説明をお願いいたします。最初に引頭専門委員から願います。

引頭専門委員 引頭でございます。今回の調査票案を拝見いたしました。調査項目について1点でございます。最近では、野菜などの農作物について、農協の規格外のものを様々なルートで流通させたり、海外へ輸出したりするなど、多様な流通経路が出てきている。今回の農林業センサスの目的の一つが、名簿整備であると考えるに当たり、どういう形で農作物を各農業経営体が流通させているのかという情報が、今後農業経営体の経営を分析するうえで非常に重要ではないかと思ひ、今回御提案させていただいた次第でございます。

舟岡部会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして佐藤専門委員、お願いいたします。

佐藤専門委員 佐藤です。先ほど御説明がありましたように、2000年センサスから2005年センサスの時点で、農林業は別に個票で経営体調査が行われていたものが、サービス事業体も含めて一括して同じ個票で調査がされるようになったわけですが、私自身は、森林・林業の政策の方を主に研究しているのですが、それに当たって、中山間地域、特に山間地域をよく地域問題として取り上げる中で、これまで2000年まで行われてきた林業センサスでは見えなかった部分が、2005年で農林業経営ということで新たに見えてくるのではないかということで、その点では非常に期待をしていたところです。けれども、集計に当たって、全くそれが生かされずに農業と林業と別々に集計されたことによって、実は把握されていると思うのですけれども、例えば間伐を非常にやっているところはどのような家族構成であるとか、どういう作物と結びついているとか、そういった実際、山間地域で行われている農林業の実態というものをもう少し工夫したら把握できるのではないかというふうに思うのです。けれども、それがなされていないのもったいない気がし

まして、2005年もそうですけれども、2010年に当たっては、林業については特に項目が少なくなる中で、そういった林業と農業の結びつき、それから山間地域の定住問題を議論する上で、この集計というのは非常に大事になってくるのではないかとということで、集計の方法としてもう少し農林業経営体として一体化して捉えたメリットを集計の中でも生かしていただきたいということで提起いたしました。

また、それに関わって、研究者や行政としては、いろいろなクロス集計をやると見えてくるものがほかにもあると思われるので、もう少し行政や研究者の要望に沿った集計をして公表してほしいというふうに、1点目と関わって、2点目も議論していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。いずれも大変重要な御指摘でありまして、農林業センサスにおいては、従来の生産の状況と構造について詳しく捉えるだけではなくて、どういう販売の仕方に多様化しているのか、といった情報を取ることが必要であるとの議論が、前回の農林業センサスの審議においても交わされました。今回計画では、そのような調査事項を縮小していますので、本当にそれが適当なのかどうかについて、改めて御審議いただきたいと思います。佐藤専門委員からの御意見については、私をご指摘の集計は当然なされていると思っていたのですが、農林業センサスの結果はものすごく膨大ですから、集計表を逐一見ていなかったこともあって見落としていました。御指摘の点は、至極もっともなことだと私も理解しています。両委員からの意見につきましては、農林水産省において十分に検討していただいた上で、次回部会において農林水産省の考え方を説明していただいて、御審議いただきたいと思います。また審議を進める中で、ほかの委員の方からも追加的にこういうことを議論すべきだという御意見が出てくるかと思しますので、適宜御発言いただきたいと思います。

それでは、私からお示した論点メモに従って審議するというところでよろしいでしょうか。

それでは、審議に移ります。委員、臨時委員、専門委員の皆様には、事前に論点メモを送付させていただいておりますが、農林水産省が作成した論点（案）への見解について、まず農林水産省から説明していただきます。その後、皆様から御意見、御質問をいただいて、それに対して農林水産省から回答をいただくという形で論点ごとに審議を進めていきたいと思っております。御意見や御質問の中で、本日御回答いただけないものがあれば、次回の部会までに整理していただいて回答していただくこととしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、論点に対する見解がクリップ留めされていますが、最初の論点の調査対象の第1点として、農林業経営体調査において、農林業経営体の概念・定義について適切な検討が行われているかということについて、農林水産省から御回答をいただきたいと思っております。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、お手元にある「論点（案）に対する見解」に基づきまして御説明させていただきたいと思っております。

的確に把握されたか、適切な検討が行われているかという点でございます。2005年農林業センサスにおいては、初めて農林業経営体の概念を導入して、これまで個別の調査票で把握していた農家・林家・また法人等について同一調査票での調査を行ったところでございます。この調査につきましては、この概念・定義を定めておりまして、参考1を見ていただきますと、農林業経営体は、農林産物の生産を行うか、または委託を受けて農林業作業を行い、生産または作業に係る面積・頭数が一定規模以上の「農林業生産活動を行う者」としております。なお、1つの世帯・組織に調査対象として基準を満たす者が複数存在する場合、それぞれが外形基準を満たし、かつ収支をそれぞれ区分している場合は、それぞれの者を調査対象とするということにしております。このなお書きにありますように、独立した経営責任者が存在するという事実と、それぞれの収支に独立性が認められるという場合に複数経営とするというふうに前回の統計審議会の答申でいただきまして、それをもとに調査を実施したところでございます。

(2)でございますが、農業のみ行う経営体に加えまして、今回2005年では、農業及び林業を併せ行う経営体や、一世帯複数経営、これらについても的確に把握することができました。それで、個人なり法人を合わせた農林業を営む経営体の全体像が明らかになったところでございます。これらにつきましては、2005年で初めて調査を実施したわけでございますが、新たな定義を用いた調査であったわけでございますが、調査員も調査客体も大きな混乱もなく実査ができたというふうに考えております。

また更に、世帯概念のデータ把握に必要な調査項目を把握しまして、これまでのセンサス結果との連続性も確保しておりまして、一定の成果が得られたというふうに考えております。

また、農林業経営体の概念・定義につきましては、外形基準による調査客体の把握について検討を行ったところでございます。農業の外形基準につきましては、販売農家を判定するための手法として、これまでの農産物販売金額に代わる物的指標として2005年センサスで初めて導入したところございまして、参考2にあるように、今まで30アール以上、販売金額50万円以上というのがこれまでの基準でございましたが、それに加えて、ここにあるような物的指標を導入したところでございます。露地野菜で言いますと、露地野菜作付け面積が15アール以上、施設野菜の作付面積が350平方メートル以上。これらの物的指標に加えて、その他としまして、調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模ということにしております。この外形基準につきましては、統計の安定性とか継続性を確保するという観点でございまして、農産物につきましては、非常に価格の変動の影響を受けやすいということがございます。実際の販売金額の把握もまた困難ということもありまして、金額基準に代えて、物的指標による外形基準を2005年から導入したところでございます。この物的指標の基準は、30アール以上という経営耕地面積の粗収益に相当する物的指標ということにしております。

それから、2005年センサスにおける調査の正確性や有効性を検証する観点から、この外形基準による調査客体の把握に漏れがないかどうかの検証も行ったところでございます。

ここに書いてございますとおり、捕捉できなかった農家は全体の0.28パーセントということで、的確に把握されたというふうに思っております。参考3を見ていただくと、例えば果樹類であれば、果樹の栽培面積が10アール以上ということが外形基準で示されておりますが、これが経営耕地面積が30アール未満である販売農家については、一応50万円以上の販売があったという販売農家でございますが、これについては5,604という戸数がございます。この中で外形基準を満たした農家は5,294戸ということで、満たされなかった農家は310戸ということでございまして、捕捉率としては94.5パーセントということでございます。価格の状況によって上下することが特に野菜とか果樹であるということは十分考えられますので、こういった物的指標を設けて、できる限り捕捉できないかということで検討した結果でございまして、下の方のアスタリスクを見ていただきますと、販売農家196万3,424戸のうち5,556戸がトータルの外形基準を満たせなかった農家ということになりまして、物的指標につきましては、0.28パーセントということで捕捉できない農家の割合でございますので、物的指標としては概ね妥当ではないかというふうに思っております。今回、露地野菜については64.5パーセントという低い捕捉率でございますが、たまたまこのセンサス年の価格が高かったりする場合には、作付けが少なくても50万円以上の販売があったりするということがありますし、価格が安い場合もありますので、そういった意味での物的指標としては概ね妥当ではないかというふうに考えております。

3番でございますが、なお、「農林業経営体」という新たな定義による調査結果はまだ2005年の単年のみでございまして、時系列分析による評価も不十分ということでございまして、2010年センサスにおいても、引き続き経営体概念によりまして、統計データとして安定性・確実性を確認・検証するというようにしております。

以上でございます。

舟岡部会長 どうもありがとうございました。2005年の農林業センサスにおいて、調査対象について大きな変更をしています。従来、世帯を単位として農業活動を捉えていて、農家という生活の拠点でもある存在に対して調査していましたが、2005年から農林業を営む事業単位について調査するという方向に切り替えました。その際に、農林業経営体について明確に物的な指標で定義する必要があるだろうということで、参考2のような形で物的指標を設けた。この物的指標は、かなりハードルの高い基準を設定していて、フランス等ですともっと低い水準であり、農林業経営体で定義する対象として、零細なものは除かれるようになっています。

このような物的指標が適当であるかどうかについても検討していただきたいですし、農林業経営体について、特に前回の審議の中では、1世帯で複数経営が行われているとき、適切に複数の農林業経営体というものを把握できるのかどうか。その基準は適切に設けることができるのかどうか。そこがかなり議論のあったところですが、そこについて混乱なく調査できたかどうかについても、更に詳しく教えていただきながら検討したいと思っております。

それでは、最初の論点について、御質問、御意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

本間専門委員 外形基準のところは、販売農家との接続性ということもあってこういう形になって、それ故に捕捉率も相当上がっているということで、これをいじるのはなかなか難しいところですが、もう1点、前回の2005年の農林業センサスの審議に加えさせていただいたことを思い出しながら御質問したいのですけれども、事業所と経営体とどう違うのだろう。つまり農家の世帯から、私の印象ですと、中間的な位置付けで、事業所と経営体というのはどこまで一致して、どこまで一致しないのかというのは、いろいろな議論を聞いてもなかなかわからなかったところであるわけです。そのあたりの議論をされたのかどうか。事業所の統計と将来的に結びつけるのかどうか、一体化するかということは別として、いわゆる事業所の概念と経営体の違い、そこは明確にしてもらった方が、経済統計として日本経済全体を見るときには、違いがあるかないかを明確にしてもらった方がわかりやすいという意味で、その議論が、あるいは検討がなされたかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

舟岡部会長 実施者からお願いします。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 事業所と経営体の概念がどう違うのかということについては、前回の統計審の中でも議論されまして、標準産業分類の中では、経済活動が一定の経営主体のもとに、一定の場所の一画を占めて行われていることと、人及び設備を有して継続的に行われているところが事業所だということで、農家などもそこに含まれるというふうに書かれておりますが、経営体の方は、農家の場合、住んでいる場所と耕作している場所がちょっと離れていたりもしますので、生産活動を行っているものを捉えるということで経営体というふうに整理したということです。

舟岡部会長 農林業以外でも、例えば行商等の不特定の場所で活動していて、場所で捉えることが適当でない経済主体については、居住するところを事業所と見なしています。言ってみれば、事業所というのは調査概念ですので、そこに調査に行つて的確な情報がちゃんと入手できるかがポイントです。農林業の場合も、農地とか林地とかへ行っても調査ができませんので、調査をする場所的単位は居住しているところになります。その意味では違いがないと思います。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 その通りだと思います。

舟岡部会長 それだと、ただ今の本間専門委員の質問ですが、事業所と経営体の定義は違っているのかどうか。もし相違しているとしたら、どういう点で異なるのか、そこを明らかにしていただきたいというものです。これは大変重要な御指摘でして、農家・林家については経済センサスの対象から外れています。農家・林家と他産業を合わせて、総合して経済活動全体を捉えるときに、対象の間の定義について明確に違いがあるなら違いを明らかにしておくことが必要かと思います。いかがですか。

木村農林水産省センサス統計室長 先ほど本間先生からもございましたように、2005年センサスのときに事業所と経営体の違いということでかなり議論をされたということでございます。その際に、やはり全く同じだという御意見と、そこまで割り切ることは難しいという両論が出ておりました。全く同じとは言い切れないということの議論の中身ですけ

れども、先ほど部会長もおっしゃられましたけれども、いわゆるサービス事業体といいますが、法人化しているような事業体については、いわゆる事業所の概念にぴったりくるところがあるけれども、いわゆる農林家といいますが、結果として家族経営なり世帯での経営という形については、いわゆる事業所と全く同じだということはなかなか割り切れないんじゃないかということだったと思うんです。今回の2010年のセンサスですけれども、経営体の概念でもう一回調査してみようということが基本的な視点にございまして、位置付けとしては、いわゆる事業所そのものの概念とは、特に世帯、農家の部分については、なかなかぴったりということにはならないのではないかなという考え方を持っております。

舟岡部会長 前回調査では、必ずしも事業所と経営体についての区分を明確な基準で明らかにするということはできなかったのですが、2005年の調査において、農林業経営体をどのような定義のもとで調査したのか。実際に調査が混乱なく行えるためには、経営体をどのように客体に対して説明することでスムーズな調査ができたのか。その経験を踏まえて、経営体と事業所の定義にどのような違いを設けたのかについて説明をいただけるとありがたいのですが、この場で御回答いただけないなら次回にでも結構です。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 特段、調査に対して農家とそれ以外のところについて差異があったということはありませんでした。

舟岡部会長 例えば親と子が同一世帯を構えていて、親は果樹園を経営して、子は田畑を耕作して、経営が全く別であって、そして、それぞれ別個に農業を営む上での意思決定が行われている場合に、2つの経営体と見るわけですね。居住している場所が同一であったとしても。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 はい、そうです。

舟岡部会長 その際、意思決定が別々であるかが1つのポイントだったのですが、意思決定というのは、何についての意思決定かの線引きがあいまいなところもありまして、そこについて実査においてどういう基準を設けると明確に経営体として捉えられたのかどうか、実査を経験した上での判断になるかと思いますが。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 実査においては、例えば1つの世帯の中に2つの経営があるという状況はどういうふうに調べるかということ、やはり会計を全く別に行っている。通帳もきっちり分けているということを要件として調査を行いました。そのところ、なかなか数は少なかったのですが、全体としては、世帯に直したときに289の世帯において2つ以上の経営をやっているということがわかりました。

舟岡部会長 それでは、事業所そのものと判断して不都合はないのではないのでしょうか。事業所というのは、物理的な一区画を占めて、そこに人がいて経済活動を行っている単位である。昔の事業所の定義の中では、賃金台帳等、経営を管理する諸帳簿が別であったら別の事業所とするということでしたが、今の御説明ですと、農業の経営帳簿が別だったら、同一世帯であったとしても別の農林業経営体として区分するということですね。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 はい、そうです。



舟岡部会長 いかがでしょうか。椿委員、いかがですか。

椿臨時委員 今回の整理ということになるのかどうかわかりませんが、今のよう  
な御説明を何う限りにおいては、むしろ農林業経営体の調査というのは、将来的に事業所  
の調査という形になっているものであって、比較可能だという形で整理されてはいかがか  
と思いますけれども。

舟岡部会長 そうですね。本間専門委員、いかがですか。

本間専門委員 前回のことで言えば、前回の議論をどこまでしたらいいのかよくわから  
ないんですけれども、それでは農林水産省の方がどうも不都合が生じるような印象で、そ  
ういう形で経営体というのは農林水産省が定義したものとして受けとめる。だから、事業  
所との接続というのはその後の議論だというふうに理解していただきましたので、今のよう  
な椿委員のまとめ方で農林水産省としてはよろしいのかどうかということですね。

舟岡部会長 いかがですか。大変重要な決定になるかと思えますけれども。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 先ほども申し上げたのですが、やはりそれぞ  
れの収支に独立が認められるという場合には複数経営とするということで、そういうふう  
にしっかり区分してある、いわゆる事業所みたいなという概念で言えば先ほど言ったよう  
に289という数が出てくるのですが、ただ、実際はそういう別々の経営みたいなことをや  
っているのですが、家計と経営が未分離という農家がまだまだたくさんありまして、結  
局のところ、農家という概念というのは、結局はそのまま世帯という経営というの  
は引き続き調査をしなければならないということで、今回についても世帯もとれる  
ような形に引き続きしておかなければならないということがあります。

舟岡部会長 それはいいのですが、現在ですと農家が1つの事業所という見なしを  
しています。ただし、農林業経営体という新しい概念が出てきて、それに従うと、従  
来の農家を事業所と見なすよりも、農林業経営体を事業所と同一であると捉える  
方がより適切だと判断されますが、いかがですか。

木村農林水産省センサス統計室長 事業所か経営体かという議論で、先ほど本  
間先生が言われたような、実はそういう受けとめ方をしています、といひますのは、  
何か不都合がという点ですけれども、すべて事業所であるとした場合には、部  
会長もおっしゃられたように、まさに経済センサスと農林業センサスの一体化  
のような話に方向として向かうのではないかという点も心配しています、や  
はり農水省は農水省として経営体という概念でセンサスとしてこれからも  
実施していきたいということが根っこにございます。

舟岡部会長 それは別の議論であって、私の理解するところでは、農林業  
のセンサス調査については、通常  
の経済センサスとは切り離して行っているところが多いと思ひます。やはり  
ほかの産業と農林業を同じ次元で捉えることが困難であるのは各国に共通  
しているようであって、フランスでもそうですし、そのほか幾つかの国でも、  
アメリカもそうですね。農林業センサスを別途実施しています。だから、  
そのことは余り懸念されずに、用語、言葉が異なるから事業所ではないの  
だということではなくて、経営に焦点を当てて調査するという、2005  
年の変更が何の混乱もなく、そして、より経営体について明確に捉えるこ

とができるようになったということであれば、この段階で事業所と同様の概念であるという割り切りをしてもよろしいのではないのでしょうか。どうですか。持ち帰らないとだめですか。

本問専門委員 重要な点だと思いますし、ただ、今回のセンサスの実施に関しては、外形基準もきちんとしていますから全然問題ないと思うのです。ただ、前回からの積み残しという意味では、そこに対してどういうふうに違いが発生するのかということと、農水省が調査の目的として掲げているところとどう違うのかという整理をいずれしていただきたい。そうしないと、個人的なことで恐縮ですが、学生に事業所と経営体はどう違うのと言われたとき、私、答えられないのですよね。そういうことも含めて、こういう違いがあるのだよということをきちんとしていただけると非常にありがたいということです。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 わかりました。いわゆる経営体という概念で言えば、1世帯で両方の経営を、林業と農業とか、野菜と果樹とかという経営をしていけば、事業所とすればそれと同じような概念にはなるとは思います。中には集落営農みたいなものもありまして、幾つかの農家が集まって集落で営農しているというところもあって、そこはまた概念が若干ズレるところもございまして、そこら辺の議論はもう少ししていかないとまだ結論は出せないのかなという感じもいたします。

舟岡部会長 例えば集落営農ですと、何らかの協定が取り結ばれますね。その結ばれた単位が経営体でしょう。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 経営体にはなりません。

舟岡部会長 ということは、法人格を持っている、持っていないにかかわらず、それは事業所でしょう。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 事業所になりますね。ただ、そこら辺の議論は詰めていないところがございまして。

舟岡部会長 それでは、農林水産省の内部で十分詰めておいていただいて、次回にでも御報告いただけたらと思います。

佐藤専門委員 林業の方で言いますと、特に2005年センサスで、農業と違って大規模企業林というのがあるのですけれども、その捕捉率が非常に落ちたという問題が指摘されています。それが、今話された経営体と事業所との区別が明確ではなかったためではないかというのが1つ原因として指摘されているところで、実際に本先に調査票がこなかったり、そういった事業所単位で作業の指示などを行っている単位を事業所と見るのか、それとも経営方針を立てる本社のところを把握するのかというので、かなり対応がまちまちだったというふうにも報告されていますので、森林面積にすると、2000年で2万事業体で150万ヘクタールの保有企業林の面積があったのが、2005年で3,200に減って、約80万ヘクタールぐらいの捕捉になっていますので、企業林というのは面積的にも非常に多いので、今言われた経営体と事業所の区別と、どういうふうにそこに配布するかというのは、特に林業についてはぜひ考えていただきたいというふうに思います。

舟岡部会長 では、併せて御検討いただきたいと思います。

ほかに1番目の論点で何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

美添部会長代理 正確に趣旨が理解できていないのが、2ページ目の参考3の表です。対象とする母集団は農林業経営体であるにもかかわらず、外形基準を満たさなかったのはどうして見つかったのか、その手順がわからないのですが。外形基準を満たさないものは調査対象にはならなかった。

舟岡部会長 照査表と以前は称しましたが、最近ですと調査客体候補名簿ですが、これで全体を捉えていますから、名簿で上がっているけれども、農林業センサスの調査対象ではないものもある。

美添部会長代理 外形基準を満たさなかったものは調査対象にはしないということですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 参考2の方にあります物的指標プラスその他のところの50万円以上が入ってきますので、必然的にこの50万円以上というのは全部にかかってくるのです。

美添部会長代理 それで、満たさなかったのが見つかったということですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 いわゆる物的指標だけをとれば、ここにある露地野菜で言えば2,900が入ったのですが、それ以外のところは落ちた。ただ、全部50万円以上ですくってあるので、1,597が落ちたことにはなっていますが、50万円以上ですくわれているということです。

美添部会長代理 露地野菜のところですね。ですから、結果的に1,597も足したものの農家までが経営体として調査対象になったということですね。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 そういうことです。

美添部会長代理 結局は、その他で聞いているのだったら、外形基準というのは作業の効率化上、何か意味があったという評価をしていただかないと無駄ではないかということになりませんか。結局、その他で決まっているという説明ですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 そうではなくて、調査員が現場で調査を行った際に金額を聞くのではなくて、この外形基準に相当するものを順番に聞いていけば、即調査票を配ることがわかるということです。

美添部会長代理 それはわかりました。ただ、外形基準を満たさなかったのかどうかというのはどこかで確認をされるわけですね。これは調査員が確認するのではないのですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 調査員が確認いたします。

美添部会長代理 ということは、同じではないですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 外形基準に該当すれば、外形基準がわかった時点で調査票を配るのですが、外形基準にすべて該当しなかった場合について、50万円に相当するものがありますかということは問うてもらって、それで基準には該当しないけれども、ありますということであれば調査票を配布いたします。

美添部会長代理 外形基準があると簡単に決まる部分があるということですね。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 そうです。

美添部会長代理　そこは理解できましたが。

舟岡部会長　したがって、外形基準を満たさなかった農家についても集計に加えるのですか。

木村農林水産省センサス統計室長　満たさなかった農家も、30アール未満である販売農家というのがございますね。この農家に調査票は配られています。ここに限定して、外形基準に適合しているかどうかというのを見たのが、それから隣のということでございます。のところにはすべて50万というのが効いて、それで調査票を配って書いていただいている数ですね。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐　そうですね。

木村農林水産省センサス統計室長　したがって、そうであれば外形基準はという先ほどの美添先生のお話が出てきますけど、こちらの御説明でも申し上げましたが、この50万というのがその年の価格で動きますので、この年は割と拾えたけれども、ある年はどうも拾えなかったというような場面もあるかもしれませんけれども、そのときは、今度は物的指標で網にかかるという場面も出てくるのではないかと思います。そういう意味では、調査客体を捕捉する上でも、編み目というか、そういうのがより細かくなったという見方もできるのではないかというふうに思っていますけれども。

舟岡部会長　50万円または物的指標を満たす農家が調査対象になるということですね。

秋山農林水産省センサス統計室調整官　そういうことですが、先ほど坂井が言ったように、物的指標は15アール以上あったという段階で調査票を配ってしまいます。その後、調査票として書き入れるときの販売金額で50万円以上というのが後から出てくるときには両方すくえる。別表参考3の方は、15アール以上、50万円というのがそこで新たにわかったもので、その指標として15アールというものが妥当なのかどうかということで検証した。これであれば、これから先も、価格の乱高下があったとしても安定的に取れるのではないかということで、これを設定したのはおかしくはなかったのではないかということでございます。

舟岡部会長　よろしいですか。ほかに。

小田切専門委員　「農林業経営体」の概念を巡って少し御質問させていただきたいわけですが、2005年センサスで6調査を統合したわけですが、結局、2つの統合があったというふうに思います。1つは農林の一体化統合、それからもう1つは農家以外の事業体と農家との統合。前者につきましては、先ほど佐藤委員からもございましたように、必ずしもアウトプットが整理されなかったということもあって、その有効性はなかなか検証できなかったところですが、当然、農家以外の事業体と農家との統合、このところは恐らく検証できているところだろうと思います。特に、私自身も調査をして、農家が規模を拡大して雇用を増やして、そういう意味では法人化をしていく中で、徐々にファミリーコントロールを外れていく。そういう中で、農家以外の事業体と農家との一体性を考えた場合、そこにグレーゾーンが生じてくることによって、非常に大きな意味を持っているというふうに思うわけですが、現実の統計の把握の中でどういうふうなメリットが出てきたのか。そ

のことを農林水産省当局で検証していましたらいろいろと教えていただきたいと思います。農家以外の事業体と農家との統合することによるメリットを改めて言っていただくと、舟岡部会長から出していただいた論点に、より積極的に答えることになるのかというふうに思います。

舟岡部会長 いかがでしょうか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 農家と農家以外の農業事業体、農業サービス事業体、それぞれ1つの調査としたことのメリットといたしますと、例えば今までそれぞれバラバラに販売金額なり、受託料金収入なりが表章されていたものが、一体化して応用することができた。それは、農業労働力についても、それぞれ合わせた形で表章することが可能となったというふうなところに代表されるかなというふうに思います。

舟岡部会長 必ずしも積極的なメリットとも言えないと思います。私も危惧いたしますのは、農家の経営体と農家以外の農業事業体、あるいはサービス事業体は規模が明らかに違って、本当に同一の調査票で調査することが適当かどうか。特に今回は調査項目を簡素化していますから。販売金額についても、5億以上については上限は課していなくて、5億以上幾らであるかわからない。農家で5億以上の販売金額というケースはなかなかないと思いますが、農家以外の事業体ですと10億とか、何十億とか出てくると思うのです。そこを捉えられなくなっても良いのかどうか。農家に実額の記入をしてもらうのが、プライバシーその他で協力を得にくいということであれば、例えば農家以外の事業体については調査票を別にするとか、そういう工夫をしませんと、大規模化の実態が見えにくくなってしまうと思うのですが。

本間専門委員 関連して。やはりオープンエンドというのは統計的に把握が難しいということもあって、5億円以上のところは金額を記入してもらうとか、そういうことが1つの妥協案かなという気もするのですけれども。

舟岡部会長 メリットというのは先ほど述べられたメリットだけですか。それだけなら、別々に調査して後で集計すれば済む話ですよ。

納口専門委員 例えば構造動態調査というような形で、この規模のこういう経営組織の農家は次のセンサスでは法人化したとか、そういった一緒につかまえることによって動きが見られるという部分はないのかどうかということをお聞きしたいのですが。

それともう1点、既に御説明をいただいたのかもしれないのですが、昨日、私、ワタミファームの社長さんのお話を伺う機会があったのですが、全国に相当数の農場をお持ちで、例えばああいう会社の場合は形態はほぼ事業所というふうに捉えていいのかなと思うのですが、その場合、一事業所、一経営体というふうに捉えているのか、あるいは農場ごとに捉えているのかということもちょっと補足で教えていただけるとありがたいのですが。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 1点目の、確かに農家と農家以外を合わせたことによって、それまで法人化していなかった農家がだんだん事業体ようになっていくという姿はわかるようになったというふうに思います。

あと2点目については、ワタミのような経営の場合ですが、その場所でそれぞれ収支が

完結していれば、それごとに調査するということになります。

舟岡部会長 その場合の一区画についてはどういう判定ですか。場所が離れていたら別々の経営体とするのですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 ワタミという本社で調べるというわけではなくて、その現場の場所で幾つもあるのでしょうか。

納口専門委員 例えば北海道には瀬棚農場というのがございますよね。そこでは酪農が主だったと思いますけれども、やっていますし、それから、千葉県の上野市には露地野菜を中心とする農場がございまして、そういう作っているものもかなり違うし、恐らく農場ごとの収支決算はしているとは思いますが、そのことが今お話にあったような、それぞれの財布が別だという話と大分レベルが違うものですから、どうなっているのかなと。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 その場合は、恐らく農場ごとに調査を実施しております。県をまたいで調査をするということにはできないので。

舟岡部会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、1番目の論点については、「事業所」と「農林業経営体」で定義の違いがあるのかどうか等については、農林水産省で持ち帰って次回に御回答いただきたいと思えます。

それから、農林業を一体化したことについては、いろいろなメリットが確認できておりますが、農家以外の事業体を農家と同じ調査票で実施していることについて、何かメリットを積極的に主張されたとは受けとめられません。調査事項を簡素化した趣旨が、農家のプライバシーに配慮した点にあるとすれば、農家以外の事業体ならばそこは余り考えなくても良いわけであって、よりの確な情報が取れるような調査票とすることが可能ではないか。農家と農家以外の事業体について、紛れはありませんよね。

小田切専門委員 私の発言は、むしろ一体化したことのメリットを強調したつもりなのですが。

舟岡部会長 しかし、余りなかったようです。

小田切専門委員 グレーゾーンの部分が入ってきているということが重要だろうと思うのです。農家以外の事業体と農家とのグレーゾーンといいたいまいか、これはもちろん統計定義ではきちんと分けることができるようにしているわけですが、非常に微妙な判断を求められるところでは、恐らくどちらかに思い切ってエイヤツというふうに答えてしまっているところもあるだろうと思えます。そういう意味では、ある種一体化したことは、そういった非常にシンプルなエラーをなくすことにつながっているというふうに私は思っております。そういうメリットをもう少し主張していただければよろしいのではないかと思います。

納口専門委員 ちょっと関連ですが、以前、2000年までは、法人化していても家族経営が主体になっている場合は、雇用が数人いる場合でも農家調査の方に入っていたのです。一戸一法人ということで。ただ、そういった経営が次第に雇用が増えていくという中で、

どこまで農家なのか。それから、農家以外の事業体になっていくのかというところを別々にされていたときには、私は今、小田切委員がグレーゾーンとおっしゃったところの把握が十分ではないのではないかというふうに思っておりまして、例えば1つとしてそういったところが、一緒にしたことで明確になってくるのではないかとというふうに期待したのですが、私自身、そこは十分分析まではしていないのですけれども、農林水産省の方で分析なさって、そういったメリットはないのかということも、今回でなくてもよろしいのですが、お答えいただけるとありがたいと思います。

木村農林水産省センサス統計室長 かつて6本を1本にしたということで大きな見直しが行われて、小田切先生とか納口先生がおっしゃられましたように、入口の段階で農家であるとか事業体であるとかいう判定がなかなか難しいというか、これを決めないと分けられませんので、思い切って定義を決めて分けてやっていたというのが2000年までの状況だと思うのです。そういう意味では、2005年の見直しによって、グレーゾーンも含めて間口が広がって、いわゆる農林業経営に関わるものはすべて把握するというメリットが大きかったのだと思うのです。その間の相互の関係なりグレーゾーンも含めて、データとしては2005年でとれているというふうに思っておりまして、まさにそのメリットを生かす見方というか、分析がこれから必要だろうというふうに思っています。

それから、今回、2010年も同様の体系で行うことによって、2005年から2010年という2つのデータがそろってきますので、例えば2005年でどういう経営体が2010年はどうなったかということも、2つそろってことによって、より一体化したことのメリットというのが出る場面というか、そういう余地が大きくなっていくのではないかと、そのように考えております。

舟岡部会長 農家以外の農業事業体と農家が截然と区別できないところがあるので、1つの調査票にすることで実査がスムーズに行えるようになった。そういう観点で大きなメリットがあったが、その活用の仕方については十分でないことは確かかなようですので、農林水産省で今後十分に検討して貴重な情報を提供していただけたらと思います。

1番目の論点は以上でよろしいでしょうか。

それでは、2番目に移ります。では、農林水産省から説明をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 それでは、(2)でございます農林業経営体調査の調査客体候補名簿の作成に当たりまして、農業への就業者や新規参入法人、不在村の山林保有者等を的確に捕捉できているか。また、捕捉に当たり、改善すべき点はないかということでございます。ここに書いてございますとおり、農林業経営体調査におきましては、調査客体候補名簿を作成する際に、前回の調査により作成された調査客体候補名簿をもとに、市町村における農業委員会などの行政資料などや調査区内での情報収集等によりまして、新たな調査客体が判明した場合には調査客体候補名簿を追加修正するということとしております。

なお、2000年センサスまでは、固定資産課税台帳から不在村山林保有者についての情報を整理して、居住している市町村にその情報を送付して、その情報をもとに調査客体候補

名簿の修正を行っておりました。しかしながら、固定資産課税台帳と山林所有者との突合作業につきましては、市町村において膨大な事務作業がありまして、市町村から負担軽減と調査の効率化の強い要望があったところでございます。それで、結局、2005年センサスにおいて取りやめたところでございます。また、近年の個人情報保護というような意識の高まりということから、固定資産課税台帳からの収集というものがなかなか難しくなってきたということもございます。

また、不在村の山林所有者については、前回の調査により作成された調査客体候補名簿が居住している市町村にあるため、今回の調査時まで転居していない場合や、転居していても転居先が判明している場合は捕捉することとしておりまして、2010年においても、林業経営を行っている場合には引き続き調査客体となるということもございますので、2005年センサスの調査結果と連続性は確保されるというふうに考えております。

以上です。

舟岡部会長 ありがとうございます。佐藤専門委員、いかがですか。

佐藤専門委員 研究者としては、2000年段階で私有林の25パーセントが不在村所有になっておりましたので、その部分がかかなり見えなくなったというのは事実としてあるのですけれども、固定資産課税台帳からの突合作業というのは、確かに非常に、特に大都市部に居住されている不在村所有者の方に調査票を送る、そして書いていただくというのは非常に難しい中で、それに代わる方法が何かあればいいのですけれども、なかなか見つからない中で、林野庁も、不在村所有対策というのは1つの施策として今やって強化しなければならないということも掲げられていますので、何とかサンプル調査も含めて。センサスから落ちるのは仕方ないかなという気がしています。2005年に調査されたものについて2010年でどういう変化があったかというのは、きちんと不在村所有者だけピックアップしたような形で集計されれば、その分だけでも資料としては貴重なものになるかと思えます。

舟岡部会長 不在村山林所有者の保有山林面積は現在、把握されているのですか。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 2005年は把握しております。例えば熊本に山があつて東京に住んでいるという場合には、調査客体候補名簿に載っていますので、東京で調査するということになっておりまして、住所が変わらなければそのまま調査ができると。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 農林業経営体調査ということでやっておりますので、実際に不在村であっても、ちゃんと施業を行っていれば。ただ単に山を持っているだけという方は外されております。入っておりません。

舟岡部会長 面積も把握していないのですか。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 はい。申しわけございません。

舟岡部会長 センサスで面積を把握しなくて良いのだろうかという気がしますが。

佐藤専門委員 ですから、これは経営体調査ではなくて、市町村調査できちんと面積を把握するというのはぜひ残していただきたいというふうに思います。

坂井農林水産省センサス統計室課長補佐 名簿に載っていて追いかけるところまでは把握しているのですけれども、明らかに経営をやっていないとわかった時点で名簿を飛



ばしたりしませんので、そこまでということになってしまいます。

舟岡部会長 現在、人の手が入らなくて山林が荒れている地域がずいぶん多いですね。それが今もなお増えつつあるのでしょうか。

佐藤専門委員 はい。特に施業計画を立てていない場合などは不在村所有者が圧倒的に多いので、その一番問題となる部分が見えなくなるというのは、行政としても、研究者としても問題だというふうに思います。

舟岡部会長 これは後ほど調査事項のところが出てきますので、そこで併せてまた御議論いただけたらと思います。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、2番目の論点は後ほど合わせてということで、3番目の論点について農林水産省から御回答をお願いします。

秋山農林水産省センサス統計室調整官 調査客体候補名簿において、農林業経営体調査票の配布の対象とならない農家の世帯員数等の把握を取りやめることは妥当かということでございますが、2010年センサスにおいては、最近の個人情報保護意識の高まりということなどで、調査環境の大きな変化を踏まえまして、円滑かつ効率的に実施することが重要ということになっております。これらの観点から、調査客体や調査員、それから地方自治体の負担軽減を図るために調査の簡素・効率化に今取り組んでいるところでございます。

これまで統計データとして利活用の状況等も考慮いたしまして、農家の世帯員数等の把握については取りやめることにしております。なお、2005年センサスにおいては、調査客体候補名簿の記入項目が非常に膨大になりまして、調査員の聞き取り作業に大きな負担を生じたところでございます。中には、調査員が調査票と勘違いして配布した場合もございまして、円滑に調査する上で大きな支障となったところでございます。このようなことから、2010年のセンサスにおきましては、農林業経営体の判定基準に必要な項目に極力限定するというようにして、調査客体候補名簿にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

舟岡部会長 次の論点について、御質問、御意見いかがでしょうか。これはよろしいですね。販売農家でない農林業を営む世帯について、その詳しい情報を取るのがどこまで必要かという、多少疑問のところがあります。これは確認したくてこういう論点にしましたが、妥当ということでよろしいですか。

それでは、続きまして、農山村地域調査についての論点です。

秋山統計調整官 農山村地域調査の農業集落精通者については、農業集落調査を円滑かつ効率的に実施する上で適当な者が選定されることとなっているかということでございます。2010年のセンサスにおいては、農山村地域調査の農業集落調査につきましては、これまでの農林水産省の職員による面接聞き取りから、農業集落精通者に対する調査員調査に移行することとしております。これまでは職員が地域のさまざまな者から情報収集をしてきたところでございますが、定員削減等の厳しい状況もございまして、調査員調査にすることにしているところでございます。そのために精通者を特定する必要があるというこ

とでございます。この農業集落精通者については、本年7月にも試行調査を実施したところでございます。それで、市区町村より自治会長の名簿提供を受けまして農業集落精通者の選定を行った結果、調査票の全項目に回答できた割合は7割にとどまったところでございます。また、調査項目別の回答率につきましては、農業集落精通者を自治会長として調査したことから、農業関連の項目で、耕地面積等ですが、回答率が非常に低い傾向にありました。最も回答率が低い項目で8割にとどまったところでございます。

このことから、2010年センサスの実査においては、今回の試行調査結果を踏まえて、自治会長に加えて、農業集落の農業事情に一層精通した農業協同組合(JA)の農家組合長、農家組合の代表者等を対象にしていきたいということで、複数の農業集落精通者も活用できるよう、名簿整理を現在進めているところでございます。名簿整理につきましては、農協中央会あてに文書も送りまして、農協中央会からは代表者名簿の情報を提供するように各県のJA中央会の方にも要請していただきまして、現在、各市町村段階におきましても、当組織の職員がこの名簿を今現在整理しているところでございます。

4番でございますが、このように調査票の記入状況に応じて、複数の農業集落精通者に対して調査が行えるよう調査環境整備を進めているところでございます。円滑かつ効率的に調査を実施する上で適当な者が選定できるというふうに考えております。

以上でございます。

舟岡部会長 これについて、御質問、御意見いかがでしょうか。

引頭専門委員 1点だけ質問ですけれども、複数の精通者の方が答えたときの答えが違ってしまったとき、どういう扱いにされるのですか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 複数の精通者ということでありまして、まず一番最初に当たった精通者の方にお聞きして、わからないところがあった場合。

引頭専門委員 埋める形ですか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 そうですね。補足する形で次の方という形で調査を進めていくということで考えております。

舟岡部会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

これは職員調査ができないというのは、地方の農林統計関係の人員等が削減されたことに伴うということですね。

木村農林水産省センサス統計室長 そういうことです。

舟岡部会長 本当に大丈夫でしょうか。

木村農林水産省センサス統計室長 ええ。先ほど説明が簡単でしたけれども、いろいろな角度から試行調査を行いまして、その可能性については十分検討したと思っております。聞く人と答えてくれる人の関係ですので、やはり答えてくれる人が1人の場合は目的が達成されませんので、ここに回答したようなことで複数用意して、場合によっては、先ほど御説明しましたけれども、直接聞き取るような形も加えて、必要な項目だけという形で簡素化していますので、その辺についてしっかり把握できるようにしたいと思っております。

舟岡部会長 農業集落は農林水産省の定義にもとづいて定めた1つのエリアですね。

木村農林水産省センサス統計室長　そうです。

舟岡部会長　その地域を精通者が農林水産省の定義に従った形で理解できますか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐　集落の境界というか、エリアについては、市町村なり現場でまとまりがある地域ということで確定していますので、その辺は大丈夫だというふうに思っておりますが。

納口専門委員　たしか5戸以下の集落はまとめるとか何かあったような気がするのですが、そういった場合は精通者というのはどうなるのでしょうか。

木村農林水産省センサス統計室長　農業集落については、今、納口先生が言われたように、特に2000年まで集落機能に着目してということで集落調査を行っていきまして、そのときの一応の基準として、農家が例えば5戸ぐらいという基準を持っていました。ただし、4戸であっても集落機能として持っていれば、それは集落として認定してきたという経緯がございます。これは、すべて統計事務所の職員が情報収集なり、あるいはまた出向いて状況を確認した上で行っていった状況です。

それで、エリアの話ですけれども、先ほどもお答えしましたように、そのセンサスごとに調査区を設定しますけれども、その前段階として農業集落の設定というのを行っていきます。農業集落は、そのほかに農業集落データというのをずっと時系列でとっていますので、そういった関係から、例えば大きなバイパス道路ができたとか、ニュータウンができたとかという大きな物理的な変化がない限り、エリアを固定しないとつながりませんので、ほとんど基本的に維持してきている状態になっていますので、境界の話はそれで大丈夫だと思うのです。今回、調査手法は職員調査ではない方法に変えましたので、特に数字を書く部分については、前回調査のプレプリントを調査票に入れて、より書けるようにということで記入の改善も図っていきたいというふうに考えています。

舟岡部会長　農業集落については紛れがないような形で設定され、そして農業集落精通者に対して周知徹底することで何とかできるという判断のようであります。農業集落を変更しないままとすることで、時系列で調査データを継続して活用できるメリットはありますが、農村地域が都市化に伴って混住化が進むとか、いろいろな形で変わってきたときに、農林水産省のかつて定義した農業集落をずっと維持した形で精通者に農業集落と受けとめられるかどうかについては多少難しい点はあるかと思いますが、そこについては人手がなくて調査員調査にせざるを得ないということですので、その周知徹底を精通者にわかりやすくすることに努めていただくということでもよろしいでしょうか。

小田切専門委員　確かに、舟岡部会長が御心配するような不安もあるわけですが、ただ、農業集落にはどこでも区長さんとか総代さんというふうに言われる代表がおります。そういう意味では、代表に対してお答えいただく、御記入いただくということになるわけですので、その意味で、その代表が自らの集落のエリアを調査対象としての集落のエリアと違うというふうな認識はお持ちでないと思うのです。むしろここで今回、自治会長さんにお聞きしたというのがある種のズレの出発点でありまして、つまり集落と行政区というのはズレている場合が少なくない。そういう意味では、行政区ではなくて集落ということで特

定化して、それで、なおかつ周辺部も含めた精通者にサポートしていただくという体制であれば、そう多くの混乱はないのではないかというふうに思います。

舟岡部会長 心強い御発言がありました。

本間専門委員 今の小田切専門委員の話を伺って発言しようと思ったのですが、3番ですけれども、先ほど精通者は2番目に聞くみたいな話で、それと、自治会長に加えということは、自治会長に初めに聞くということはちょっと問題がないのでしょうか。むしろ選定した、JA等の初めの精通者に聞いて、それから補うという形の方が順番としてはよろしいのではないかという気がするのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

中根農林水産省センサス統計室課長補佐 順番としましては、それを固定しているわけではありませんので、自治会長さんなり、JAの関係者、それから地方の組織で把握している精通されている方も含めて名簿が整理されますので、そういったところの中から適当な人を選んで順番に聞いていくということになりますので、その辺は大丈夫だというふうに思っております。

小田切専門委員 たぶんこれは「自治会長」という表現がよろしくないのだろうと思います。そこは、総務省の調査によると、例えば行政区は約29万ございまして、一方で農業集落の方は14万弱ですから、これは約2倍の開きがあります。その点で、行政区の代表としての自治会長さんという意味と、農業集落の代表としての、本来、区長とか総代というふうに呼ばれている方も自治会長としてここでは呼ばれている可能性があって、これはたぶん現場で混乱の元ですので、そういう意味では集落の区長さんなどの代表者ということで、まず最初に接触する人間を特定化して、そして、それ以外の精通者を後から補足してもらうような、そういうふうな手順がよろしいかと思えます。

舟岡部会長 よろしいですか。それでは、調査客体についての優先順位等を明確にして、調査が適切に行えるように努力していただきたいと思えます。

1の「調査対象」については以上で論点はすべてですが、調査対象について、皆様から更にこの点について議論するのが適当であるという何か論点はございますか。よろしいですか。

それでは、1の「調査対象」については、事業所と経営体の定義について、より明確にして、違いがあるならその違いについて明確にすることを、次回までに農林水産省で御検討いただくということで、それ以外の論点については、計画について特段の問題はないという結論とさせていただきます。

それでは、もう時間となりましたので、次回の部会について會田統計審査官から御連絡をお願いいたします。

會田総務省統計審査官 次回は12月12日、金曜日、午後2時から、今回と同じ若松町庁舎の6階の特別会議室で開催することとさせていただきます。論点の残りの部分について御議論いただきまして、できましたら答申の骨子のようなところをもしお示しできれば、そこまで御審議いただければというふうに思います。ただ、本日まだたくさん残っていますので、次回はちょっと時間を延長とか、そのあたりも頭の中に入れておいていただければ

ばありがたいと思います。次回の部会までに追加の質問等がありまして、資料の追加的な準備があった方がいいということでありましたら、12月3日、来週の中ごろまでにメール等によりまして私どもの方に御連絡いただければ、実施者の方で準備しまして次回の部会に備えるようにしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

舟岡部会長 それでは、本日の結果の概要につきましては、12月8日、月曜日開催予定の統計委員会に報告いたします。

本日の審議はこれまでといたします。どうもありがとうございました。